



# あぐに

大洋の中に豊かな  
くらしと文化を築く

粟国村公認キャラクター

「アニーちゃん」



粟国村歯科診療所 開所式（詳細は11頁）

## 3月の主な内容

- 総務課だより ..... 2～6頁
- 経済課だより ..... 7～9頁
- 民生課だより ..... 10～11頁
- 教育員会だより ..... 11頁
- 村長だより ..... 12頁



## ■村の人口と世帯数（令和4年1月31日）

	西	浜	東	計	前月比
人口	男	96人	127人	149人	372人 6人増
	女	70人	106人	140人	316人 1人増
計	166人	233人	289人	688人 7人増	
世帯数	110世帯	150世帯	165世帯	425世帯 8世帯増	

## ■ハブの捕獲数（令和4年2月15日時点）

令和3年度	平成29年度からの総数
55匹	86匹



# 交通災害共済

## 交通災害共済とは

年額500円で、交通事故が起きた場合に見舞金が支給される共済事業です。

## 加入の資格は

粟国村に住民登録している方、または外国人登録している方は年齢に関係なく誰でも加入できます。また、修学のため、一時的に他市町村へ転出されている方も加入することができます。



## 共済期間は

毎年4月1日から翌年3月31日までとします。ただし、4月1日以降に加入される方は、役場で加入申込書が受理された日の翌日から、共済期間満了の日（3月31日）までとします。

## 見舞金が支給される交通事故とは

- ①日本国内で一般自動車道、国道、県道、市町村道など、一般の人や車などが自由に往来することが出来る場所での交通事故です。
- ②自動車、原動機付自転車、軽車両、トロリーバス、汽車、電車、電動車、モノレール、船舶（交通の用に供する小型船舶を含む）及び航空機などに乗っていて激突したり、転落した場合や、これらの乗り物にはねられたり、ひかれたりした場合に支給されます。  
(※見舞金が支給されない交通事故もあります。詳しくは役場までお問い合わせ下さい)

## 見舞金の額

1級	死亡	150万円
2級	自動車損害賠償保障法執行令別表第1級各号に掲げる傷害を受けた場合	80万円
3級	医師の治療実日数 121日以上の傷害を受けた場合	30万円
4級	医師の治療実日数 61日以上121日未満の傷害を受けた場合	20万円
5級	医師の治療実日数 21日以上 61日未満の傷害を受けた場合	10万円
6級	医師の治療実日数 5日以上 21日未満の傷害を受けた場合	5万円
7級	医師の治療実日数 3日以上 5日未満の傷害を受けた場合	3万円
8級	医師の治療実日数 1日以上 3日未満の傷害を受けた場合	1万円
9級	医師の治療実日数 1日以上の傷害で事故証明がない場合	5千円

## 加入申込みの方法

- ①2月1日から受け付けしております。
- ②加入申込は、1人1口に限ります。
- ③配布した加入申込書を記入し、掛金を添えて総務課へお申込み下さい。

入学・就職・転勤等による引越して、住所を異動される方は、  
窓口での「**正確な住所の届出**」が必要です！

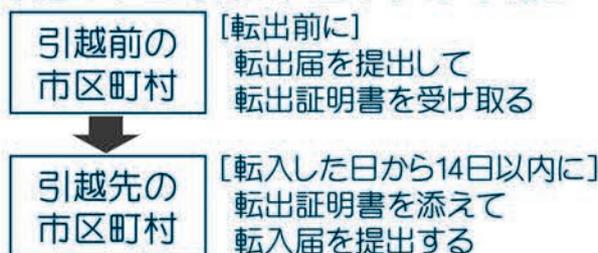
- 住民票の住所の異動届(転出届・転入届・転居届など)は、国民健康保険及び国民年金の資格の確認や、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。
- 本人確認書類となる「マイナンバーカード」の「住所」等は、最新のものにする必要があります。



(正当な理由がなく住民票の異動の届出をしない場合、5万円以下の過料に処されることがあります。)

### ◆住民票の異動届(転出届、転入届、転居届等)の手続方法

◎他の市区町村に転出・転入する場合



◎同一の市区町村内で転居する場合



○詳しくは、お住まいの市区町村の窓口へお問い合わせください。

# 公職選挙法違反事例

## 政治家からの寄附禁止

選挙の有無に関わらず、政治家が選挙区内の人に寄附を行うことは、名義のいかんを問わず特定の場合を除いて一切禁止されています。有権者が求めてもいけません。冠婚葬祭における贈答なども寄附になるので、注意してください。



<p>結婚祝※</p>	<p>地域の運動会・スポーツ大会への飲食物等の差入</p>	<p>お祭りへの寄附・差入</p>
<p>町内会の集会・旅行等の催物への寸志・飲食物の差入</p>	<p>みんなで徹底しよう <b>三ない運動</b></p> <p>贈らない! 求めない! 受け取らない!</p> <p>これらのものも、政治家の寄附禁止の対象となります。</p>	<p>落成式・開店祝等の花輪</p>
<p>病気見舞</p>	<p>お歳暮・お年賀</p>	
<p>入学祝・卒業祝</p>	<p>葬儀の花輪・供花</p>	<p>香典※</p>

※政治家本人が結婚披露宴、葬式等に自ら出席してその場で行う場合は罰則が適用されない場合があります。

# 区長募集のお知らせ

村民の皆様にお知らせします。来る3月末日をもって西、東、浜3区長の三年の任期が終了します。西区長の上原一郎様、東区長の仲間幸一様、浜区長の末吉浩一様、大変お疲れ様でした。今後は、後進のご指導をよろしくお願いいたします。

ご承知のとおり現在の区長の皆様は諸事情により、次の区長選には立候補されない予定です。

区長には、役場と区民を情報でつなぐ役割のほかにも、栗国村が栗国村らしくあるためにも欠かせない村行事の進行役という大切な役割があります。村にとっても、区民の皆様にとっても大事な役職です。

つきましては、下記のとおり区長を募集いたしますので、各区におかれましては自薦他薦を問わず、積極的なご応募下さいますようお願いいたします。

記

- 届出日時 令和4年3月15日（火曜日）
- 届出場所 栗国村役場 総務課
- 提出書類 区長立候補届（届出用紙は役場備え付け）

※各字の立候補者が2人以上の場合は選挙となります。

なお、選挙になった場合は、立候補者の皆様は開票立会人（1人）の推薦もよろしくお願いいたします。

※選挙になった場合

- 選挙の期日：令和4年3月29日（火曜日）
- 選挙の時間：午後1時～午後4時まで
- 選挙の場所：東（東ふれあいセンター）
- 西（西コミュニティセンター）
- 浜（浜コミュニティセンター）

ヤトウイがお手伝いする栗国村年間行事予定表

旧暦	行事名
1月5日	初御願
12月21日	シリガフイ
10月1日	釜マライ
8月10日	港折ユ目
6月26日	ヤガン折ユ目
6月25日	火又神祭
6月24日	山ん神
6月10日	6月折ユ目
5月20日	栗シチユマ
5月15日	島御願
4月23日	草戸折ユ目
3月23日	虫ん口止門 浜下り
3月13日	ミーコージ折り目
2月22日	虫ん口中門穂祭り
2月12日	虫ん口新門

## ヤトウイ(村行事のお手伝い)募集について

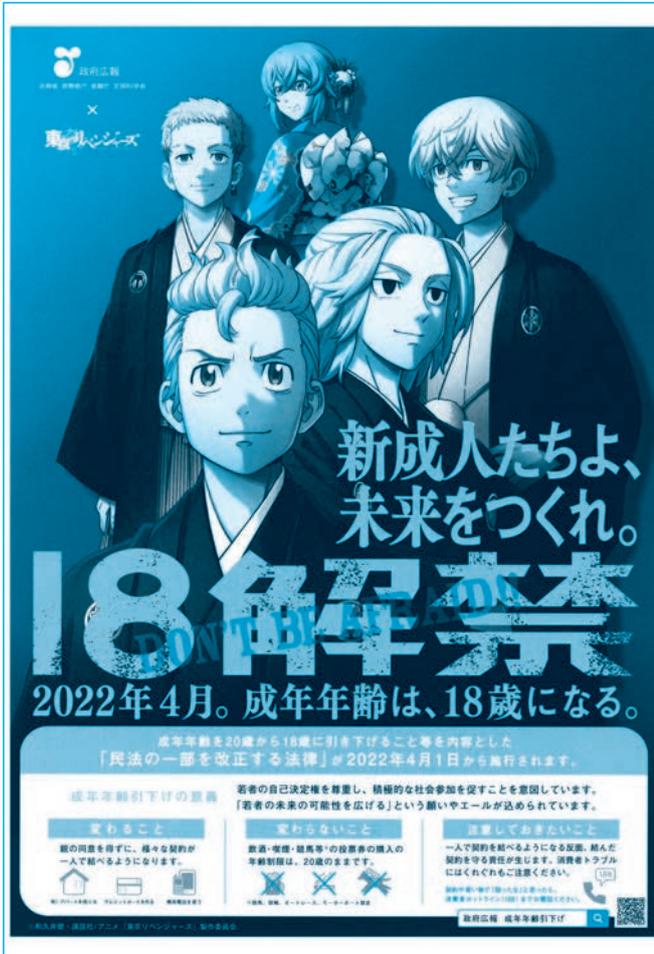
●いつでもできる方・日曜、祭日のみできる方  
（※登録制になります。）

業務内容：各区長及び祝女、スイミチジのお手伝い

勤務地：栗国村内

時給：903円 ヤガン折ユ目は、日当 7,000円

お問い合わせ 総務課 988-2016



**18歳解禁**  
2022年4月。成年年齢は、18歳になる。

成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とした「民法の一部を改正する法律」が2022年4月1日から施行されます。

**成年年齢引き下げの意義**

- 変わる点**  
親の同意を要せずに、様々な契約が一人で結べるようになります。
- 変わらない点**  
飲酒・喫煙・投票等の購入の年齢制限は、20歳のままです。
- 留意しておきたいこと**  
一人で契約を結ぶようになる反面、悪んだ契約を結ぶ可能性も高まります。消費者トラブルにはくれぐれもご注意ください。

若者の自己決定権を尊重し、積極的な社会参加を促すことを意図しています。「若者の未来の可能性を広げる」という願いやエールが込められています。

裁判員制度ウェブサイトからダウンロードできます！

# 18歳から裁判員に！

令和4年（2022年）4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、18歳・19歳の方は、親の同意を得なくても自分で契約ができるようになります。しかし、変わるのそれはそれではありません！

**令和5年から、18歳・19歳の方も裁判員に選ばれる可能性があります！**

令和5年に裁判員に選ばれる可能性がある方には、今年11月頃に、裁判員候補者名簿に記載されたことをお知らせする連絡が送付されます。

候補者に選ばれた方は、ぜひ積極的な参加をお願いします。

**裁判員に選ばれるまでの流れ**

毎年11月ごろ  
くじで裁判員候補者になられた方に、その旨をお知らせします。

翌年の1月以降  
裁判の6～8週間前までに、選任手続期日をお知らせします。

選任期日当日  
ご出席いただいた方の中から、くじで裁判員6名を選任します。

**辞退について**

裁判員候補者に選ばれた場合でも、学生であることを理由に裁判員を辞退することが可能です。

もっとも、実際に経験した多くの方が、貴重な機会との感想を述べていただいていますので、積極的な参加をお待ちしております。

**20代の経験者の声を紹介！**

他人の罪について真剣に考えたことはなく、初めて食べた人達とこれほど議論を深めることができたのは、特別な経験であると感じた。

また、自分も法律というルールの中で生きているということを確認することができ、自分の行いをよく考えられるようになった。

裁判員制度ウェブサイト  
<https://www.saibanin.courts.go.jp/>

裁判員制度ウェブサイトからダウンロードできます！

## マイナンバーカードの暗証番号再設定がコンビニでできます

e-Taxなどのインターネットを使用した電子申請の際に使用する英数字【6文字以上16文字以下】のパスワード（※）が、市区町村窓口に行かなくてもコンビニで再設定できるようになりました。

（※）署名用電子証明書のパスワード

（注意）証明書のコンビニ交付サービスやワクチンパスポートで使用する数字4桁の暗証番号の再設定はできません。お住まいの市区町村窓口にてお手続きをお願いします。

**手続き方法** このサービスは無料でご利用いただけます。

**（手順1）** スマートフォン専用アプリをダウンロードしてスマホから事前予約を行う。事前予約はメンテナンス時を除き24時間可能です。

**（手順2）** マイナンバーカードを持参して対象のコンビニ等のキオスク端末（マルチコピー機）で初期化を行う。キオスク端末で手続可能な時間は6:30～23:00です。

◆アプリのダウンロードはこちら  
iPhone Android

※（手順1）を行わないと、コンビニ等店舗での（手順2）の操作はできません  
※（手順1）完了後、24時間以内に（手順2）の操作をしてください

◆サービスの詳細な内容や対象のコンビニ等についての情報はこちら  
<https://www.jpki.go.jp/jpkiidreset/howto/index.html>

◆コンビニ等のキオスク端末の操作手順についての動画はこちら  
<https://youtu.be/IBQsgw0sLww>

ご不明な点はコールセンターにお問い合わせください

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**  
（平日：9時30分～20時、土日祝日：9時30分～17時30分（年末年始12/29～1/3を除く））

※ 音声ガイダンス後にプッシュダイヤルで、次の番号を選択してください。  
「1番 通知カード・マイナンバーカードに関するお問い合わせ」  
→ 「1番 コンビニでの暗証番号のリセット方法等についてお聞きになりたい方」

従来どおり、お住まいの市区町村でも暗証番号の再設定は可能です。コールセンターに問合せするなどでもご自身で再設定ができない場合は、お手数ですがお住まいの市区町村の窓口でお手続きをお願いします。

作成：地方公共団体情報システム機構（J-LIS）

## 国家公務員採用試験のお知らせ

■国家公務員採用総合職試験（院卒者、大卒程度試験）

受付期間	*インターネット 3月18日（金）～4月4日（月）
------	------------------------------

■国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）

受付期間	*インターネット 3月18日（金）～4月4日（月）
------	------------------------------

■国家公務員採用一般職試験（高卒者、社会人（係員級）試験）

受付期間	*インターネット 6月20日（月）～6月29日（水）
------	-------------------------------

☆受験資格等については、下記にお問い合わせください。  
問い合わせ先：人事院沖縄事務所 調査課 試験担当  
TEL (098) 834-8400  
☆人事院ホームページもご参照ください。  
「国家公務員試験採用情報NAVI」  
<https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html>

# 栗国集落協議会からのお知らせ

●令和4年4月1日より集落協議会所有の重機使用料について改定致しました。内容については次のとおりといたします。

(1) 土地改良区内で畑仕事をしている構成員の方は、従来通り【年間費：10,000円】  
【1日あたり：1,000円】です。※構成員以外の方は使用できません。

(2) 構成員で土地改良区以外及び畑作業以外（主に工事等）での使用については、  
ユンボ1日あたり：10,000円となります。トラック及び他の重機は、1日あたり：  
2,000円となります。※年間費を支払っている方でも上記の金額といたします。

(3) 倉庫の鍵及び重機の鍵は従来通り、植物コンテナ事務所にて受付しております。

## 注意事項

- ・事務所は午前8時30分～午後5時までとなっております。
- ・事務所は午後0時～午後1時（お昼）まで閉まっています。
- ・使用した重機は燃料満タンで返却してください。
- ・重機の返却時も受付にて返却日等を記入お願い致します。

国が支える 安心が大きくなる

**担い手積立年金**

【愛称】

**農業者年金**

3つの要件を満たせばどなたでも加入できます！

### ◆加入資格

- 60歳未満
- 国民年金第1号被保険者
- 年間60日以上農業従事



税制面の優遇措置や終身年金で80歳までの保障付きなど様々なメリットがあります。  
お気軽にご相談ください。

## 栗国村携帯通信活用情報システム

- 船舶情報 ●防災情報 ●役場からのお知らせ
- お魚情報 ●航空情報 ●観光情報
- 特売情報が届くようになります。QRコードを読み取ってご登録下さい。



## 納税について

※納め忘れないよう、よろしくお願ひします。  
※納付期限を過ぎた納付書は金融機関でお取扱いできませんのでご注意ください。

後期高齢者医療保険料 第9期（普通徴収） **3月31日(木)**

※栗国村役場では、税金や各種料金は納付忘れが気にならない郵便局の口座引き落としをおすすめしています。次の税金や各種利用料がゆうちょの口座から引落が可能です。

- ①固定資産税 ②軽自動車税
- ③住民税 (担当：総務課 ☎988-2016)
- ④国民健康保険税 ⑤後期高齢者医療保険料 (担当：民生課 ☎988-2017)
- ⑥上下水道料 ⑦村営住宅使用料 (担当：経済課 ☎988-2258)

通帳と届出印、納税通知書や支払い済みの領収書をお持ちの上、郵便局で申し込み手続きをお済ませ下さい。  
不明な点は、それぞれの担当課にお問い合わせ下さい。  
栗国村内であれば栗国郵便局(988-2004)でも対応可能です。

# 農業委員会からのお知らせ

農地の貸し借りをを行う方法は、おおまかに分けて2つあります。

1つは、**農地法第3条の規定に基づく農業委員会の許可**を受けて行う方法です。  
もう1つは、**農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく利用権設定**による方法です。  
今回は、利用権設定についてお知らせします。

利用権設定とは？ 農業経営基盤強化法に基づく農地の賃借で、農業委員会の決定を経て村が公告します。農地法の許可不要で手続きも簡単です。

**農業委員会を通さない農地の貸し借りは「ヤミ耕作」です。**

次のような農地はありませんか？

- ◎昔から手続きをせずに、親戚・知人などに農地を貸して(借りて)いる。
- ◎手続きが面倒だからヤミで貸して(借りて)いる。
- ◎税金等の関係があるので手続きをしていない。



未相続の農地は、相続人の過半の同意があれば手続きをすることができます。

**ヤミ耕作はトラブルのもと。必ず農業委員会への手続きを！**

口約束など、法律に基づく手続きをしていない農地の貸し借りは、公に効力はなく、権利関係は不安定です。お互いのトラブル回避のためにも、必ず利用権設定等の正規の手続きをしましょう。

ヤミ耕作は、**農地法違反**です。

手続きをしないと次のような問題があります。

貸し手	借り手
<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続が発生した時に誰にかしているのかわからなくなる場合がある</li> <li>・農地を返してもらう際に、離作料等請求される場合がある</li> <li>・20年以上に渡って賃貸借していた場合、民法第163条の規定により借り手に賃借権の時効取得をされる場合がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続が発生した時に誰から借り手いるのかわからなくなる場合がある</li> <li>・突然地主に農地を返してくれと言われる場合がある</li> <li>・農地台帳に記載されないため、各種補助制度の活用や申請に支障が生じる場合がある</li> </ul>

お問合 栗国村農業委員会  
電話 098-988-2033

# 利用権設定の手続きについて

※令和4年より下記のスケジュールで受付を行います。

受付期	受付期間	賃借契約の開始
一期	令和4年3月1日 ～ 令和4年8月31日	令和4年10月1日
二期	令和4年9月1日 ～ 令和5年2月28日	令和5年4月1日

※書類の受付は随時行っておりますが、審査は年2回とします。

## ※利用権設定の書類について

- ・貸し手と借り手が同意し、申請書を提出する必要があります。
- ・賃借期間や賃借料等の契約内容は、貸し手と借り手が相談の上、決定してください。
- ・申請書やその他必要な書類は下記の必要書類を確認してください。

事項	書類	備考
農用地利用集積計画による利用権設定に関する申請書	様式あり(3部) 借り手、貸し手、役場用	役場経済課
必須	利用権設定申請に関する 事前確認事項	役場にチェック項目の用紙があります
	位置図	申請農地を塗る等した地図 (役場で取得可)
相続未登記	遺産分割協議書(写可能) または同意書	相続人全委員の同意が必要 同意書は様式あり
	相関図(写可能)	
共有地	共有所有者の同意書	利用権設定期間が5年以下 共有持分の2分の1を超える同意が必要
		利用権設定期間が5年を超える場合 共有持分全員の同意が必要
借り手が一般法人又は 農地所有適格法人	定款(写可能)	
	法人登記簿(写可能)	
	法人役員名簿(写可能)	
	農業経営の状況等(法人用)	様式あり
	確約書	様式あり ※農地所有適格法人の場合は提出不要
新規就農者	農業経営の状況等(個人用)	様式あり
登記事項証明書上の貸し手の 住所と実際の住所が異なる	貸し手の住民票 または、戸籍の附票	登記簿謄本に記載の住所地に住んでい たことが記載されているもの
貸し手が村外在住	貸し手の住民票	

該当する場合、必須書類に加えて添付

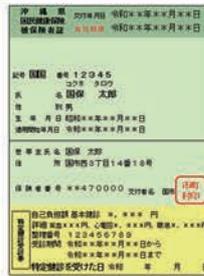


**国保** 加入のみなさまへ!

4月から被保険者証の色が  
**そら色** から

**うばいす色**へ

変わります。



※イメージです。

国民健康保険被保険者証の**更新は令和4年3月31日まで!**

**詳しくは各市町村国保担当窓口まで!**



**沖縄県・市町村・国保連合会**

国保が健康アプリを作ってみました!  
詳しくはこちら



オーロラ **aurora**  
沖縄県提供の無料アプリです

**マイナンバーカードでの健康保険証利用も始まりました。**

※医療機関や薬局によって利用開始時期が異なります。専用機械未導入の医療機関や薬局では、引き続き健康保険証が必要です。



詳しくは

マイナポータル



## 粟国村歯科診療所の開所式及び診療がスタート。

村営の歯科診療所が完成し、令和4年1月26日（水）に粟国村歯科診療所の開所式が行われ、1月27日（木）より入船忠史医師により診療が始まりました。

診療時間 朝09：00～お昼01：00

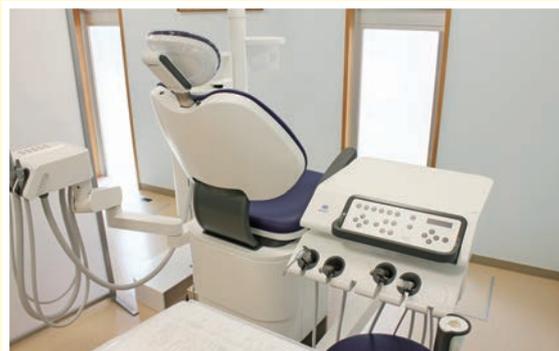
お昼02：00～夕方06：00

休診日：水曜日・土曜日午後・日曜日・祝祭日

年末年始（12月29日～1月3日）

T E L : 098-988-2955

原則予約制（相談可）



## 教育委員会 だより

### マースヤー（幼小中学校）

昨年に引き続き今年度も旧正月関連の行事が中止になりました。

子ども達の学校とは違う表情が見られるいい機会でしたが残念です。

次年度は「マースヤー」を初め、様々な学校行事を経験している教職員も少なくなると思います。どうぞ保護者や地域の皆様のご指導ご協力をよろしくお願いします。



### 琉球フィルハーモニック

### ～粟国島でジャズしませんか？～ コンサート&ワークショップ



You Tube 配信中 (3/21まで)

1月27日（木）の午後6時より沖縄県地域の文化芸術振興事業により琉球フィルハーモニックジャズプレイヤーズのジャズコンサート&ワークショップが開催されました。残念ながら、まん延防止等重点措置期間中となり、生での演奏会とならず、無料ライブ配信となりました。ジャズの歴史や思い出の粟国島の語り、一緒にジャズポーカーを楽しんだ内容が詰まっています。

どうぞ、You Tubeでご覧ください。

## 村長だより 第18号

村内の寒緋桜も見頃を過ぎ、季節は春を迎えましたが、春は名ばかり風の冷たい日が続いています。村民の皆様におかれましては、お変わりなくお元気に過ごされていると存じます。

さて、新聞報道等でご存じの方も多いと思いますが、本土復帰した1972年より十年単位で改正されてきました沖縄振興特別措置法が、第6次となる今回もどうか令和4年度から令和13年度までの10年間の延長が決まりました。しかしながら、手放しでは喜べません。私たちの生活に直結するソフト一括交付金は令和3年度の504億円から令和4年度は394億円(内訳：県216億円、市町村178億円)と110億円の大幅な減額となりました。肝心の粟国村の割り当て分は、前年度より100万円減の2億9百万円にとどまりました。これは、今年度特別枠が休止したためです。特別枠が次年度以降復活しますと2億円を大きく下回る事となります。このように一括交付金を取り巻く状況は年々厳しくなりますが、今後とも限られた予算で最大の効果が出ますよう行政のかじ取りに邁進する所存です。変わらぬご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に令和3年度に行った一括交付金事業を次のとおり紹介します。なお、令和4年度の予算については、4月広報誌「施政方針」でお知らせします。①～⑫の金額は総事業費です。

(1万円未満切り捨て)

①環境美化促進事業 (草刈り作業)	4,551万円
②ハブ対策事業	529万円
③照喜名原地区整備事業 (キャンプ場)	1,032万円
④学力向上支援事業	1,016万円
⑤児童生徒派遣支援事業	90万円
⑥小学校3,4年生副読本制作事業	462万円
⑦交通移動手段安定化対策事業 (ヘリタクシー)	1,020万円
⑧自動車航送運賃低減化事業	1,681万円
⑨子育て支援事業 (旧幼稚園跡地公園整備)	7,703万円
⑩慰霊碑周辺環境整備事業	5,382万円
⑪交流人口航空運賃コスト負担軽減事業	295万円
⑫集出荷場施設整備事業 (マージン工場機械)	2,340万円

### 村長日程表

#### R4年2月

- 3日(木) フェリーあとに サカンケー出席
- 3日(木) 来訪 診療所医師(現任・次年度)
- 14日(月) web会議 沖縄県新規航空路線等開設検討協議会

22日(火) 出張 第18回沖縄県市町村職員互助会「定時総会」

25日(金) 出張 第3回南部広域行政組合「理事会」

※事情により変更等がございますので、予めご了承ください。

## 地域おこし協力隊だより

### 話題の『垂直仕立て栽培』を実践中です② 玉ねぎの収穫

2月初旬、自然農法で育てた玉ねぎは無事に初収穫を迎えました。

今回の玉ねぎ栽培では、話題の「垂直仕立て栽培」を採用したため、肥料も水やりも行わず、栄養分は土の栄養と雨水のみです。

葉茎は、着花、殺菌、結実が促進されるよう、まっすぐに支柱に縛りあげています。

昨年の10月中旬に球根を植えてから約4か月。この間、成長に合わせて葉茎を縛り直す作業を行いました。

究極の省エネ農法で育った玉ねぎですが、立派に肥大し、おいしい玉ねぎに成長してくれました。

早速、生でいただくと、『えぐみ』のないさわやかな甘みが広がりました。



地域おこし協力隊 樺山



## 栗国駐在所だより

### 運転免許証の有効期限延長手続きについて

現在、講習を受けていないことを理由とした運転免許証の有効期限延長は行っておりません。

運転免許証の有効期限延長は、原則として更新期間中に入院や海外滞在している場合など、真に更新する手続きができない状況にある場合のみの措置であるため、手続きには入院証明書などの提出が必要です。

昨年は新型コロナの流行により、感染症防止対策として全国で一律例外的に有効期限の延長手続きを認めていたものであるため、現在は講習を受けていないことを理由とした延長等はできませんので注意してください。

(講習を受けていない場合は駐在での更新ができず、運転免許センターでの更新手続きが必要です。)



# 3

## 月 栗国村行事カレンダー・ニューフェリーあぐに運航予定

日程・日時変更の際は村内放送でお知らせします。

日/旧暦/曜日			運航予定		行事予定	日/旧暦/曜日			運航予定		行事予定
			泊発	栗国発					泊発	栗国発	
1	1/29	火	運休 渡嘉敷貸船			16	2/14	水	9:55	14:00	新型コロナウイルス感染症予防接種 午前10時～午後5時 離島振興総合センター
2	1/30	水	9:55	14:00	健康相談 午前9時30分～午前11時 保健師室	17	2/15	木	9:55	14:00	新型コロナウイルス感染症予防接種 午前9時～午後12時 離島振興総合センター
3	2/1	木	9:55	14:00		18	2/16	金	9:55	14:00	
4	2/2	金	運休 渡嘉敷貸船			19	2/17	土	9:55	14:00	
5	2/3	土	9:55	14:00		20	2/18	日	9:55	14:00	
6	2/4	日	9:55	14:00		21	2/19	月	9:55	14:00	・春分の日
7	2/5	月	9:55	14:00		22	2/20	火	9:55	14:00	足腰教室 午後1時30分～午後4時 離島振興総合センター
8	2/6	火	9:55	14:00	足腰教室 午後1時30分～午後4時 離島振興総合センター	23	2/21	水	9:55	14:00	
9	2/7	水	9:55	14:00		24	2/22	木	9:55	14:00	・虫ん口中門穂祭り 健康相談 午前9時30分～午前11時 保健師室
10	2/8	木	9:55	14:00	健康相談 午前9時30分～午前11時 保健師室	25	2/23	金	9:55	14:00	
11	2/9	金	9:55	14:00		26	2/24	土	9:55	14:00	
12	2/10	土	9:55	14:00		27	2/25	日	9:55	14:00	
13	2/11	日	9:55	14:00		28	2/26	月	9:55	14:00	
14	2/12	月	9:55	14:00	・虫ん口新門 足腰教室 午後1時30分～午後4時 離島振興総合センター	29	2/27	火	9:55	14:00	
15	2/13	火	9:55	14:00		30	2/28	水	9:55	14:00	
						31	2/29	木	9:55	14:00	健康相談 午前9時30分～午前11時 保健師室

### 村運営バス・デマンド型乗合タクシー

・**アニー号 (コミュニティバス)**  
港の発着時刻に合わせて停留所を定期的に運行します。

・**りかりか号 (デマンド型乗合タクシー)**  
予約して乗り合って目的地へ送迎します。

利用時間 8:30～17:30  
受付時間 8:30～17:00

電話 080-9852-7362

利用したい時間の30分前までご連絡下さい。  
上記以外の時間帯やバス・タクシーに関するお問い合わせ

電話 098-988-2016



### 船舶へのお問い合わせ

- ・栗国村船舶課 (7:30～17:15)  
☎ 098-988-2495
- ・那覇船舶事務所 (8:00～17:00)  
☎ 098-862-5553

\*船内持込手荷物は、お一人様10kg未満に限らせていただきます。その他のものはコンテナに預けて下さい。



### 消費生活相談窓口

- ・栗国村役場民生課 ☎ 098-988-2017
- ・消費者ホットライン ☎ 0570-064-370

### 栗国村航空機について

運航日時  
1日1往復 週3往復程度 (月曜日・水曜日・土曜日)

那覇空港発 9時15分  
栗国空港着 9時45分

栗国空港発 11時15分  
那覇空港着 11時45分

予約  
第一航空株式会社那覇営業所  
(営業時間 07:30-17:00)  
電話番号 098-859-5531